1.060、G × 1.060、H × 0.707、I × 0.707、J × 6.360、K × 4.240、L × 6.360、M × 4.240、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.353、（R ＋ S ＋ T ＋ U）× 0.353 及び（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 2.120 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。	＋ AG）× 0.722 ＋｛（AD ＋ AE ＋ AF ＋ AG）－（AH ＋ AI ＋ AJ ＋ AK）｝× 1.444｝× 0.985］／AB × 0.578、C × 1.083、D × 0.722、E × 0.722、F × 1.083、G × 1.083、H × 0.722、I × 0.722、J × 6.498、K × 4.332、L × 6.498、M × 4.332、（N ＋ O ＋ P ＋ Q）× 0.120、｛（N ＋ O ＋ P ＋ Q）－（R ＋ S ＋ T ＋ U）｝× 0.241、（V ＋ W ＋ X ＋ Y）× 0.120、｛（V ＋ W ＋ X ＋ Y）－（Z ＋ AA ＋ AB ＋ AC）｝× 0.241、（AD ＋ AE ＋ AF ＋ AG）× 0.722 及び｛（AD ＋ AE ＋ AF ＋ AG）－（AH ＋ AI ＋ AJ ＋ AK）× 1.444｝に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
算式エの符号 ［略］ J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 V から符号 Y において同じ。） ［略］	算式エの符号 ［同左］ J　児童数（3 歳未満）（地方公務員・本則給付分）（市町村が組織する組合に係る児童数は、当該児童数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村の児童数とする。符号 K から符号 M 及び符号 AD から符号 AK において同じ。） ［同左］
R　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分） S　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分） T　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分） U　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分） V　児童数（3 歳未満）（地方公務員・特例給付分） W　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分） X　児童数（3 歳～小学校）（地方公務員・特例給付分のうち第 3 子以降分） Y　児童数（中学校）（地方公務員・特例給付分	R　児童数（3 歳未満）（6 月以降対象外被用者・特例給付分） S　児童数（3 歳～小学校）（6 月以降対象外被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分） T　児童数（3 歳～小学校）（6 月以降対象外被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分） U　児童数（中学校）（6 月以降対象外被用者・特例給付分） V　児童数（3 歳未満）（非被用者・特例給付分） W　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 1 子及び第 2 子分） X　児童数（3 歳～小学校）（非被用者・特例給付分のうち第 3 子以降分） Y　児童数（中学校）（非被用者・特例給付分） Z　児童数（3 歳未満）（6 月以降対象外非被用者・